

令和元年度 高年齢者雇用開発コンテスト実施要綱

1 目的

高年齢者雇用開発コンテストは、高年齢者が長い職業人生の中で培ってきた知識や経験を職場で有効に活かすため、企業等が行った創意工夫の事例を広く募集・収集し、優秀事例について表彰を行うことで改善事例と実際に働く高年齢者の働き方を国民及び企業等に広く周知する。このことにより、雇用管理や雇用環境の整備に係る企業等の具体的な取組の普及・促進を図り、生涯現役社会の実現に向けた気運を醸成することを目的として実施する。

2 主催

厚生労働省
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

3 募集内容

働くことを希望する高年齢者が、年齢にかかわりなく生涯現役でいきいきと働くことができるようになるため、各企業等が行った創意工夫の事例を募集する。具体的な例示としては以下を参考にされたい。

① 制度面の改善

定年制の廃止・定年年齢の延長・継続雇用制度、賃金・評価制度の改善、短時間勤務等柔軟な雇用形態、役割の明示等

② 高年齢者の戦力化

高年齢者の力を活用した生産性の向上、新職場・職務の創出、ミスの防止やムダな動きの削減などの取組、設備面の改善、高年齢者が働きやすい職場環境とする取組、安全衛生管理等

③ 意識・風土面の改善

職場風土の改善、職場コミュニケーションの推進、従業員の意識啓発の取組等

④ 能力開発(研修、資格取得、OJTなど)

高年齢者を対象とした教育訓練やキャリア形成支援の実施、高年齢者による技能継承（技術指導者の選任、マイスター制度、マニュアル化、高年齢者と若年者のペア就労）等

⑤ 健康対策

高年齢者を対象とした健康管理・メンタルヘルス（健康管理体制、健康管理上の工夫・配慮）、福利厚生（休憩室の設置、レクリエーション活動、生活設計相談体制）等

4 応募資格等

(1) 原則として、企業からの応募であること。

(2) 応募時点において、次の労働関係法令に関し重大な違反がないこと。

①平成28年4月1日～平成30年9月30日の間に、労働基準関係法令違反の疑いで送検され、公表されていないこと。

②「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県局長等による指導の実施及び企業名の公表について」(平成29年1月20日付け基発0120第1号)に基づき公表されていないこと。

③平成30年4月以降、職業安定法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に基づく勧告又は改善命令等の行政処分等を受けていないこと。

- ④平成30年度の障害者雇用状況報告書において、法定雇用率を達成していること。
 - ⑤平成30年4月以降、労働保険料の未納がないこと。
- (3) 希望者全員が65歳まで働く制度を導入し、高年齢者が持つ知識や経験を十分に活かして、いきいきと働くことができる職場環境となる創意工夫がなされていること。
- 但し、高年齢者雇用安定法の経過措置として継続雇用制度の対象者の基準を設けている場合は、希望者全員が65歳まで働く制度に該当しないことから、当コンテストの趣旨に鑑み対象外とする。
- (4) 応募時点前の各応募企業における事業年度において、平均した1月当たりの時間外労働時間が60時間以上である労働者がいないこと。

5 応募要項

- (1) 指定の応募様式に記入又は入力の上、紙媒体又は電子媒体で提出する。また、写真、図、イラスト等、改善等の内容を具体的に示す参考資料を添付する。
 - (2) 応募様式は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）各都道府県支部高齢・障害者業務課（東京及び大阪においては高齢・障害者業務課又は高齢・障害者窓口サービス課）（以下「各都道府県機構支部高齢・障害者業務課」という。）において紙媒体又は電子媒体で配付する。また、機構のホームページからも入手可能とする。
- (3) 応募締切日
平成31年4月15日（月）
- (4) 提出先
各都道府県機構支部高齢・障害者業務課へ提出する。

6 審査、表彰

- (1) 審査
応募のあった事例について、厚生労働省、機構、学識者から構成される審査委員会において審査し、以下(2)の賞を選定する。
- (2) 賞
 - ①厚生労働大臣表彰
 - 最優秀賞 1編
 - 優秀賞 2編
 - 特別賞 3編
 - ②独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰
 - 優秀賞 若干編
 - 特別賞 若干編

※上記は予定であり、審査を経て入賞の有無・入賞編数等を決定する。

- (3) 入賞企業等の発表等
入賞企業等は、9月中旬を目処に厚生労働省及び機構において報道機関等へ発表するとともに、入賞企業等には各表彰区分に応じ厚生労働省又は機構より通知する。また、10月中に表彰式を行う。

7 特記事項

応募を行った企業等または取組等の内容が以下の事項に該当する場合は、この点を考慮した審査を行うものとする。

(1) 法令遵守状況等に問題がある場合

労働関係法令上または社会通念上、事例の普及及び表彰にふさわしくないと判断される問題が確認された企業等が応募を行った場合。

(2) 機構の事業等を行っている場合

生涯現役をめざす職場づくり研究等の機構の事業及びその類似事業を行っている企業等が、これらの事業に基づく取組そのものを内容とする応募を行った場合。

8 その他

(1) 募集の周知

募集の周知は、厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク及び機構において、募集要項の配布や各種広報誌・ホームページへの掲載、報道発表等により行う。

(2) 応募の勧奨

都道府県労働局、ハローワーク及び機構が連携し、企業等に対する応募の勧奨に努める。

(3) 著作権等

応募された文書の著作権及び使用権は、主催者に帰属するものとし、応募事例は、厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク及び機構による啓発活動において活用する。